AUTODESK

中小企業経営強化税制

制度概要と申請手続き

2025年12月版



© 2025 Autodesk. All rights reserved.

目次

第1章 中小企業経営強化税制の概要

01/ 中小企業経営強化税制とは P4

第2章 対象となる制度の説明と適用手続き

02/ オートデスク製品が対象となる制度とは？ P9

03/ 適用の手続きについて P11

04/ 設備の取得（ソフトウェア購入）時期について P12

第3章 証明書の申請から発行まで

05/ 証明書の申請から発行までの流れ P14

06/ 申請書の記載方法 P15

第4章 申請に関する資料・FAQ

07/ 登録オートデスク製品一覧 P18

08/ よくあるご質問 P19

09/ リンク集 P20



第1章

中小企業経営強化税制の概要

01 ／ 中小企業経営強化税制とは？

中小企業者等が、指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づいて一定の設備を新規取得し、
指定された事業に利用した場合、即時償却または取得価額の10％＊の税額控除のいずれかの優遇が受けられます。

▼中小企業経営強化税制の概要

1

― 対象者 ―



中小企業者など

→詳しくはP5へ

2

― 指定期間 ―



平成29年4月1日～
令和9年3月31日まで

→詳しくはP5へ

3

― 対象設備 ―



ソフトウェアなどの
一定の設備

→詳しくはP6へ

4

― 指定事業 ―



製造業、建設業など
ほか多数

→詳しくはP7へ

5

― 優遇内容 ―



即時償却または
取得価額の10％＊

→詳しくはP7へ

＊資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

1 対象となる企業は？

- **資本金又は出資金の額が1億円以下の法人**
- **資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000 人以下の法人**
- **常時使用する従業員数が1,000 人以下の個人**
- **協同組合等**

※ 中小企業等経営強化法第 2 条第 6 項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限ります。ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が 1 億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

・同一の大規模法人* から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
・2 以上の大規模法人* から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人
・前 3 事業年度の所得金額の平均額等が 15 億円を超える法人

* 大規模法人とは、資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従 業員数が 1,000 人超の法人又は大法人(資本金又は出資金の額が 5 億円以上である法人等)との間に当該大法人に よる完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法に規定する認定 事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ)及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

2 申請の期限は？

平成 29 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日までの期間に取得して使用された設備が対象です。

※ 内容は更新される可能性がありますので、中小企業庁のホームページ(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/)に掲載の最新の情報も併せてご確認ください。

3 対象となる設備は？

設備の種類（1台・1基または一の取得価額）	機械装置*1 *5（160 万円以上）	ソフトウェア*4（70 万円以上）	器具備品*2・工具（30 万円以上）	建物附属設備*3 *5（60 万円以上）
要件	オートデスク製品が対象 **生産性向上設備（A類型）** 生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 *単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	**収益力強化設備（B類型）** 投資利益率*が年平均7%以上の投資計画にかかわる設備 *計算に使う期間は投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	**経営資源集約化設備（D類型）** 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画にかかわる設備	

*1 電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23を確認してください。

*2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

*3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html

*4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

*5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

4 指定事業の業種は？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、

一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、

その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注1）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
（注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
（注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。
（注4）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

5 優遇措置の内容は？

対象の規模	内容［❶もしくは❷を選択適用］	
資本金3,000 万円 超1 億円以下	❶ 即時償却	❷ 取得価額7%の税額控除
資本金3,000 万円 以下	❶ 即時償却	❷ 取得価額10%の税額控除

第2章

対象となる制度の説明と適用手続き

02 / オートデスク製品が対象となる制度とは？

オートデスク製品が対象となるのは**「生産性向上設備（A 類型）」**にあたります。
生産性向上設備とは、下記の表の対象設備のうち、以下の 2 つの要件を満たすものを指します。

▼生産性向上設備の要件

1. **一定期間内に販売されたモデル**
 （最新モデルである必要はありません）

2. **経営力の向上に資するものの指標**
 （生産効率、エネルギー効率、精度など）が
 旧モデルと比較して年平均 1%以上向上している設備*

* ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件❶、❷について、設備取得前に工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.11 を参照ください

▼対象設備

設備の種類	用途または細目	最低価格 （1 台 1 基または一の取得価額）	販売開始時期
機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具および検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	全て	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備	全て	60 万円以上	14 年以内
ソフトウエア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するもの	70 万円以上	5 年以内

▼優遇措置の具体例

優遇措置は以下の 2 種類から選ぶことができます。オートデスク製品を購入する場合を例に、優遇内容をご紹介します。

即時償却の場合

設備投資額を減価償却（ソフトウェアは通常 5 年）することなく、税務上、一括して経費計上することができる。

例）100万円のオートデスク製品を購入する場合



税額控除* の場合

法人税額を設備投資額の 7% あるいは 10% 少なくすることができる。

例）資本金 3,000 万円の企業で、
100 万円のオートデスク製品を購入する場合

オートデスク製品 100 万円 × 10% = 10 万円 法人税減額

例）資本金 5,000 万円の企業で、
100 万円のオートデスク製品を購入する場合

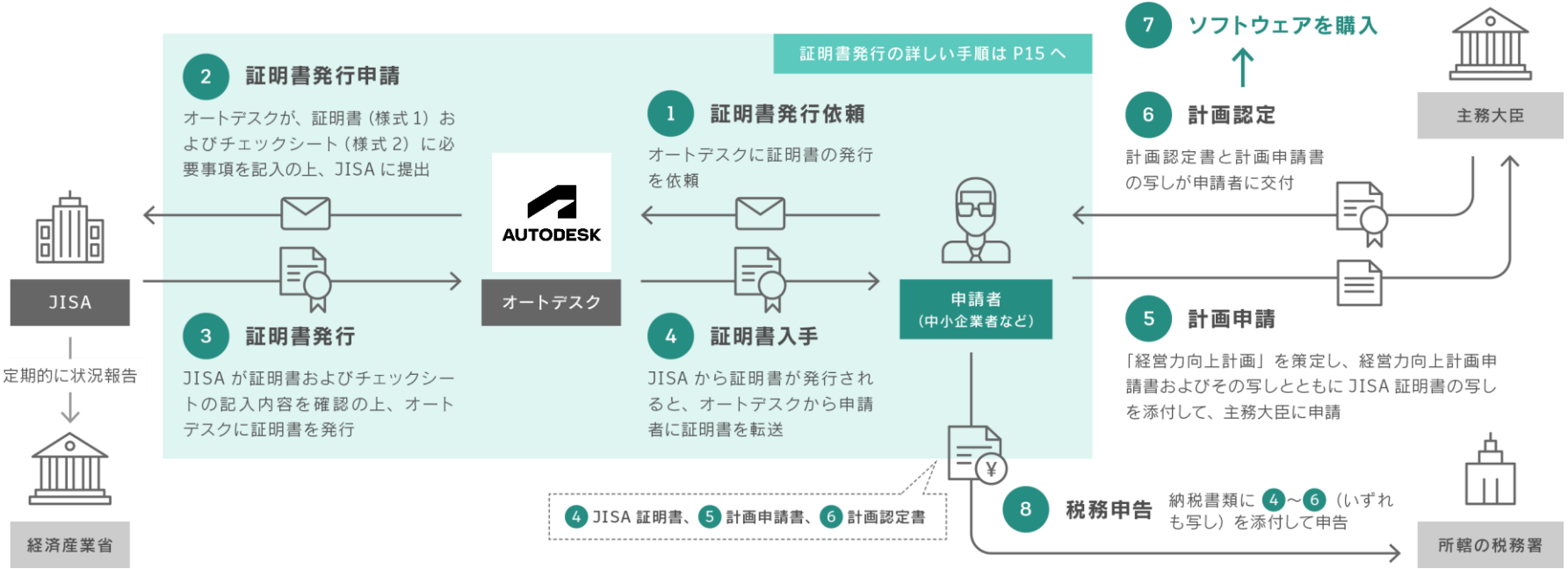
オートデスク製品 100 万円 × 7% = 7 万円 法人税減額

* 資本金 3,000 万円 以下の法人は 10%、資本金 3000 万円超1億円以下の法人は 7%

03 / 適用の手続きについて

制度を適用するには、いくつかの手順が必要となります。ここでは、全体の流れとして証明書の発行から税務申告までの流れをご説明します。

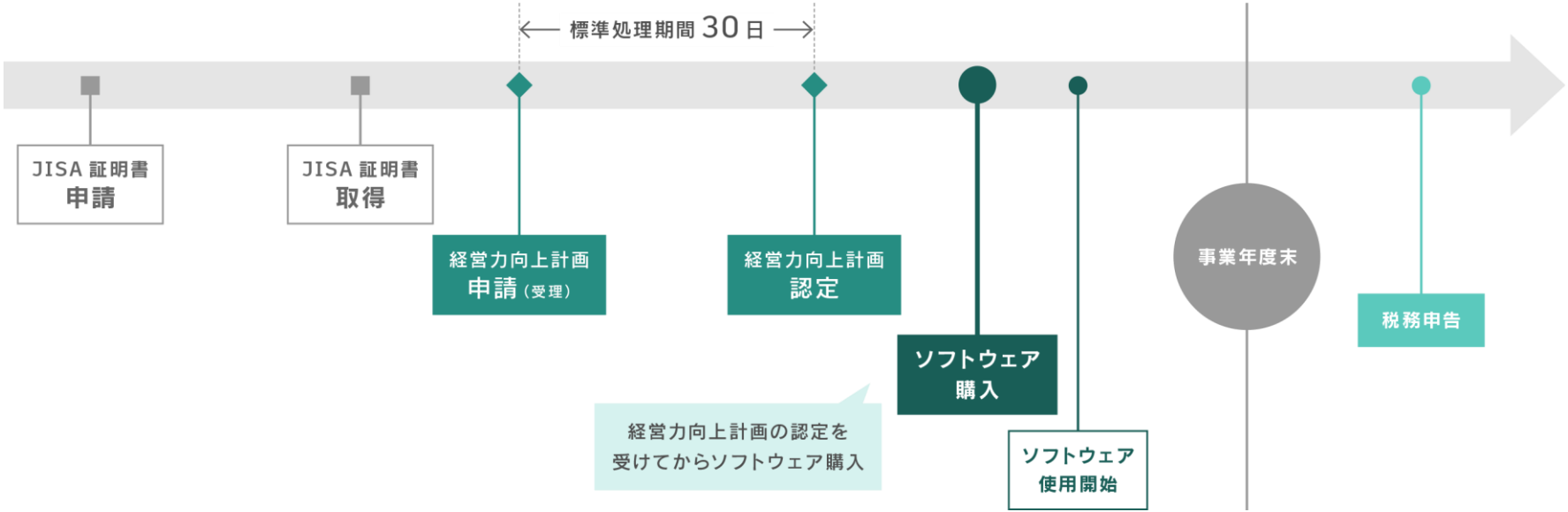
▼オートデスク製品の適用手続きの流れ



04 / 設備の取得（ソフトウェア購入）時期について

オートデスク製品が対象となる「生産性向上設備（A 類型）」は、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に設備取得する必要があります。
なお、設備の取得日は、設備の引き渡しを受けた日となります。

▼タイムライン［原則］



第3章

証明書の申請から発行まで

05 / 証明書の申請から発行までの流れ

申請の方法から証明書のお受け取りまでの流れをご紹介します。

▼ご依頼から証明書発行までの流れ

1	入手	申請書を JISA サイトよりダウンロード https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx	
2	記入	申請書類に必要事項を入力(P16 ～ 17 参照)	
3	送付	申請書類をオートデスクのご依頼窓口へ送付 (メールアドレス: seisanseikojo@autodesk.com)	 **ご依頼時に下記をご連絡ください。** ● 証明書送付先:住所・ご担当者・電話番号 ● 購入(導入)年月(予定含む)
4	提出	オートデスクが申請書記載内容を確認し、JISA へ提出	
5	発行	オートデスクに証明書到着後、ご依頼者様へ送付	 **証明書発行には、事務手数料(1 通あたり 3,000 円)が必要となりますが、オートデスクが負担いたします。**

06 / 申請書の記載方法


（JISA 様式１A）

（一社）情報サービス産業協会　指定用紙

整　理　番　号

① ソフトウェア以外の場合 □

② ソフトウェアである場合 ■

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要		
	減価償却資産の種類	ソフトウェア
	設備の種類又は細目	その他
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	※この赤字を消してソフトウェア設置先のユーザー企業名をご記入ください
	法人番号　※法人のみ	※この赤字を消してソフトウェア設置先の法人番号をご記入ください
	本社所在地	※この赤字を消してソフトウェア設置先の本社所在地をご記入ください
	ユーザー連絡先（会社名、担当部署、電話番号）	※この赤字を消してソフトウェア設置先のユーザー連絡先をご記入ください

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件			
	一定期間（注１）内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度（西暦）：　年度（注２） ②耐用年数省令別表第一○○の○○の項：　年度（注２） ②－①＝　年	1．該当　2．非該当
	「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均１％以上向上）に該当するか （※）当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1．該当　2．非該当
	該当要件への当否		1．該当　2．非該当

（注１）一定期間は、機械装置：１０年、工具：５年、器具・備品：８年、建物附属設備：１４年、ソフトウエア：５年とする。

（注２）年度とは、その年の１月１日から１２月３１日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦　　年　月　日

〒101-0047　東京都千代田区内神田 2-3-4

8-GATE 大手町北 6 階

一般社団法人情報サービス産業協会

会長　福永　哲弥　印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦　　年　月　日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：

担当者氏名：

所　属：

担当者連絡先（電話番号）：

※製造事業者等の押印省略可。

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kouzyouzei.html

「経営力向上計画に係る認定申請書における「８．経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

変更事項	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）

（注３）経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【当該設備に関する注意事項】

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものであり、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の償却資産取得価額が５００万円以上であること、適用期限内に取得することなどの要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては税制の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件（年数）が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

<2025.04>

JISA 様式 1A登録オートデスク製品一覧 (P19) **をご確認のうえ、エンドユーザー様または申請を代行する認定販売代理店様がご記入ください。**

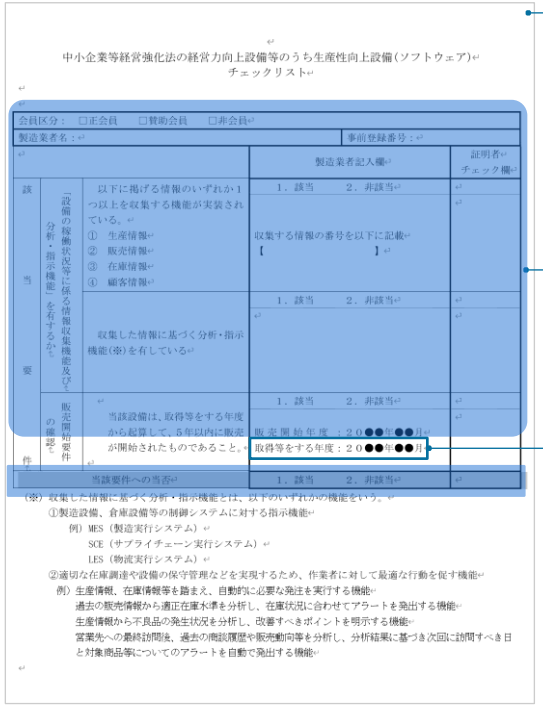
当該設備の概要		
	減価償却資産の種類	ソフトウェア
	設備の種類又は細目	その他
1	設備の名称	
2	設備型式	
3	本社名・事業所名	※この赤字を消してソフトウェア設置先のユーザー企業名をご記入ください
4	法人番号　※法人のみ	※この赤字を消してソフトウェア設置先の法人番号をご記入ください
5	本社所在地	※この赤字を消してソフトウェア設置先の本社所在地をご記入ください
6	ユーザー連絡先（会社名、担当部署、電話番号）	※この赤字を消してソフトウェア設置先のユーザー連絡先をご記入ください

オートデスクにて記入いたします

1. 設備名:**ソフトウェア製品名**
2. 設備型式:**型番（バージョン）**
3. 本社･事業所名:会社名　＊適宜、本社･営業所名などをご記載ください。
4. 法人番号
5. 本社所在地
6. ユーザー連絡先（会社名･担当部署･電話番号）

JISA 証明書申請書ダウンロード サイト **https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx**

＊申請書は予告なく更新されるため、申請の際はダウンロードサイトから最新の申請書をダウンロードしてください



中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち生産性向上設備（ソフトウェア）
チェックリスト

会員区分：　□正会員　□賛助会員　□非会員

製造業者名：		事前登録番号：		
		製造業者記入欄	証明者チェック欄	
該当要件	「設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能」を有するか。	以下に掲げる情報のいずれか1つ以上を収集する機能が実装されている。 ① 生産情報 ② 販売情報 ③ 在庫情報 ④ 顧客情報	1．該当　2．非該当 収集する情報の番号を以下に記載 【　　】	
		収集した情報に基づく分析・指示機能（※）を有している	1．該当　2．非該当	
	販売開始後○年の確認	当該設備は、取得等をする年度から起算して、5年以内に販売が開始されたものであること。	1．該当　2．非該当 販売開始年度：２０●●年●●月 取得等をする年度：２０●●年●●月	
		当該要件への当否	1．該当　2．非該当	

（※）収集した情報に基づく分析・指示機能とは、以下のいずれかの機能をいう。
①製造設備、倉庫設備等の制御システムに対する指示機能
例）MES（製造実行システム）
SCE（サプライチェーン実行システム）
LES（物流実行システム）
②適切な在庫調達や設備の保守管理などを実現するため、作業者に対して最適な行動を促す機能
例）生産情報、在庫情報等を踏まえ、自動的に必要な発注を実行する機能
過去の販売情報から適正在庫水準を分析し、在庫状況に合わせてアラートを発出する機能
生産情報から不良品の発生状況を分析し、改善すべきポイントを明示する機能
営業先への最終訪問後、過去の商談履歴や販売動向等を分析し、分析結果に基づき次回に訪問すべき日と対象商品等についてのアラートを自動で発出する機能

JISA 様式２

オートデスクで記載をします

取得等をする年度：２０●●年●●月

取得等をする年月をエンドユーザー様または申請を代行する認定販売代理店様がご記入または申請時にご連絡ください

JISA 証明書申請書ダウンロード サイト https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx

* 申請書は予告なく更新されるため、申請の際はダウンロードサイトから最新の申請書をダウンロードしてください

第4章

申請に関する資料・FAQ

07 / 登録オートデスク製品一覧

登録ソフトウェアー覧: https://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/2217/Default.aspx

事前登録番号	ソフトウェア製品名（登録製品名）	型番（バージョン）	販売開始年	事業者名
268-2504-050-253	Architecture Engineering Construction Collection	02HI1-2026	2025	オートデスク株式会社
268-2504-065-253	Product Design & Manufacturing Collection	02JI1-2026	2025	
268-2504-068-253	Media & Entertainment Collection	02KI1-2026	2025	
268-2511-152-255	Fusion with PowerMill Standard	2026	2025	
268-2511-153-255	Fusion with PowerMill Ultimate	2026	2025	
268-2511-154-255	Fusion with FeatureCAM	2026	2025	
268-2104-568-211	Fusion 360 with Netfabb Premium	A96M1	2021	
268-2104-569-211	Fusion 360 with Netfabb Ultimate	A97M1	2021	
268-2307-081-229	Fusion 360 with Moldflow Adviser	57201	2022	
268-2307-082-229	Moldflow Insight	57501	2022	
268-2307-083-236	Autodesk CFD	2024	2023	
268-2504-064-253	Inventor Professional	InventorPro2026	2025	
268-2504-066-253	Maya	Maya2026	2025	
268-2504-067-253	3ds Max	3dsMax2026	2025	
268-2505-072-253	Civil 3D	Civil3D2026	2025	
268-2504-051-253	Revit	Revit2026	2025	

08 / よくあるご質問

Q 証明書申請書はどこに送ればよいですか？

A 様式 1A（2025年4月版）に必要事項をご記入いただき、製品購入年月（予定含む）とともに**seisanseikojo**（**seisanseikojo@autodesk.com**）へご連絡ください。本メールは社内・パートナー様・エンドユーザー様からのご連絡に対応しております。様式（証明書発行申請書）については最新の申請書で申請する必要があるため、都度サイトから申請書をダウンロードいただくことをお勧めいたします。

Q 証明書発行までどのくらいかかりますか？

A 弊社での押印業務やJISA での証明書発行業務に 4 ～ 6 週間かかるとの案内があり申請書を受領してから 1 か月から 1 か月半以上かかることが予測されます。

Q 事前登録製品以外の製品（AutoCADなど）の証明書を発行できますか？

A 中小企業経営強化税制の対象となるソフトウェアは最低価格 70 万円以上(1 台・1 基または 1 の取得価額）という規定があるため、単価 70 万円以下の製品につきましては登録ができません。現時点で証明書の発行につきましては事前登録されている製品に限らせていただきます。

Q 証明書はどこに送ってもらえますか？

A エンドユーザー様またはパートナー様のいずれかご指定の住所へ送付いたします。

Q 中小企業経営強化税制について教えてください

A 本税制の詳細につきましては担当省庁にお問い合わせいただくか、担当省庁のサイトをご参照くださいませ。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

09 / リンク集

- 中小企業庁 対象となる制度の説明　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html
- 中小企業庁 中小企業経営強化税制 支援活用手引き　https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

JISA 証明書発行に伴う関連サイト

- 一般社団法人 情報サービス産業協会ホーム　https://www.jisa.or.jp/
- 書式ダウンロードサイト　https://www.jisa.or.jp/tabid/2220/Default.aspx
- 登録ソフトウェア一覧　https://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/2217/Default.aspx

免責事項

本資料は、一般に公表されている中小企業経営強化税制をお客様の参照用としてオートデスクの観点からまとめたものであり、如何なる場合においても税務上もしくは法令上の助言ではありません。従いまして、本制度をご利用いただく場合は、その内容をよくご確認・ご理解いただいたうえで、あくまでもお客様ご自身の判断でご利用くださいますようお願い申しあげます。

また、本資料の内容については細心の注意を払っておりますが、本資料に関する全ての事項について、新規性、正当性、有用性、特定目的への適合性、機能性、安全性に関し、一切の保証をいたしかねますのでご了承ください。



Make Anything

Autodesk and the Autodesk logo are registered trademarks or trademarks of Autodesk, Inc., and/or its subsidiaries and/or affiliates in the USA and/or other countries. All other brand names, product names, or trademarks belong to their respective holders. Autodesk reserves the right to alter product and services offerings, and specifications and pricing at any time without notice, and is not responsible for typographical or graphical errors that may appear in this document.

© 2025 Autodesk. All rights reserved.